

事務連絡
令和2年3月12日

各府省番号制度主管課 御中

内閣府大臣官房番号制度担当室

申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の取扱い等について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の円滑な運用については、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

標記に関し、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）では、「申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の必要性やその取扱いについては、関係府省と協議・検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされています。

当該閣議決定に基づき、申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の取扱い等について、貴府省との調整等を踏まえ、別紙のとおり整理しています。

については、別紙を御覧いただき、貴府省におかれましては、所管の各事務手続について、必要な措置を講じていただきますよう、お願いいたします。

また、本事務連絡の内容については、本日、各都道府県番号制度主管部局に対し、別添事務連絡のとおり送付しておりますので、貴府省の制度所管部局におかれましても、各所管制度の実務を担う地方公共団体の個人番号利用事務の担当課にて適切に対応されるよう、周知等をお願いいたします。

- ◆平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）（抄）
 - （7）所得税法（昭40法33）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）
 - （ii）申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の必要性やその取扱いについては、関係府省と協議・検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【本件連絡先】

内閣府大臣官房番号制度担当室
平岡、大山、鈴木
03-6441-3482

申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の取扱い等について

1. 死亡者本人の個人番号が必要な事務

- 各府省に照会したところ、死亡者本人の個人番号が必要な申請手続は、遺族年金の支給申請や死亡届の提出等、年金・医療・介護・共済等の分野において、全部で400程度。
- 死亡者本人の個人番号については、平成30年地方分権改革に関する提案募集（※1）・閣議決定（※2）に基づき、個人番号利用事務等実施者が死亡者本人の個人番号を収集する必要性やその方策等の取扱いを本年度中に協議・検討のうえ、各府省で必要な措置を講ずるとされている。
 - ※1 「亡くなった方のマイナンバーについての問合せがあるが、死亡者が単独世帯の場合、通知カードやマイナンバーカードの所在が分からないケースが多く、個人番号入りの住民票も案内できないため対応に苦慮している。」等の支障事例が地方公共団体から寄せられている。
 - ※2 「申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の必要性やその取扱いについては、関係府省と協議・検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」

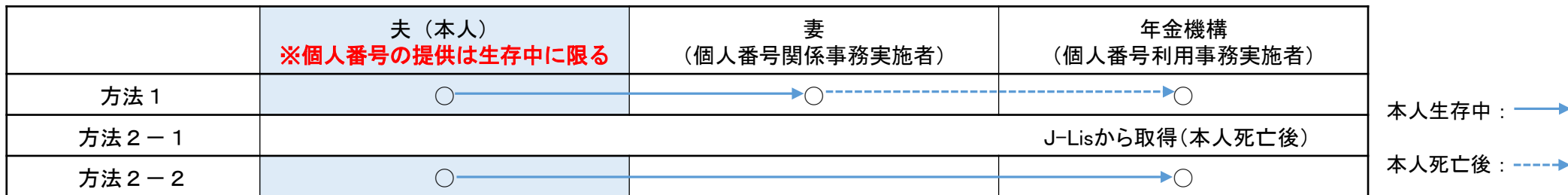
2. 死亡者本人からの個人番号の提供に関する番号法の規定

- 14条1項：個人番号利用事務等実施者は…本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。
- 16条：個人番号利用事務等実施者は、…第14条第1項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カード…の提示を受けること又は…その者が本人であることを確認するための措置…をとらなければならない。
 - ⇒ 死亡者本人がその死亡後に「個人番号の提供」を行うことは観念できないから、個人番号利用事務等実施者に対する①**本人からの個人番号の提供は【本人生存中】に行われること**、②**代理人による本人の個人番号の提供は【本人生存中】に行われること**が必要。
 - そのため、例えば、死亡者本人の通知カード等が残されている場合であっても、**【本人死亡後】**については、①個人番号関係事務実施者とされる相続人が、死亡者本人から個人番号の提供を受けること、②死亡者本人の代理人として、相続人が死亡者の個人番号を提供することは認められない。



- したがって、個人番号利用事務等実施者が死亡者本人の個人番号を収集するために考えられる方法は、以下のとおり。
 - ※「年金受給中の夫の死亡後に、相続人である妻が、夫の個人番号を記載し遺族年金の支給を年金機構に申請する事案」を例に記載
 - 《方法1》 **【妻】**が死亡した夫の個人番号を年金機構に提供する方法
 - ・ 個人番号関係事務実施者である妻が、【夫の生存中】に本人確認措置をとって夫から個人番号の提供を受けたうえで、遺族年金の支給申請書に夫の個人番号を記載して年金機構に提出する方法
 - 《方法2》 **【年金機構】**が死亡した夫の個人番号を収集する方法
 - 方法2-1：番号法14条2項に基づき、個人番号利用事務実施者である年金機構が、妻の申請時に、住基ネットを用いてJ-Lisから収集する方法
 - 方法2-2：個人番号利用事務実施者である年金機構が、【夫の生存中】に、遺族年金の支給申請以外の手続（例：夫の資格取得の届出）において、本人確認措置をとって夫から個人番号の提供を受ける方法

(各方法のイメージ図)



3. 各方法の検討

方法 1 (本人死亡後の申請の際に、個人番号関係事務実施者が申請書等に記載)

⇒ 番号法上認められる。ただし、本人死亡後、個人番号関係事務実施者から個人番号利用事務実施者に対し個人番号が提供されることを確実に担保するため、制度所管府省において、本人生存中の個人番号の取得を個人番号関係事務実施者に要請する等の対応が必要。

方法 2-1 (本人死亡後の申請の際に、番号法14条2項に基づき、住基ネットを用いてJ-Lisから収集)

⇒ 番号法14条2項に基づくものであり、番号法上認められる。

方法 2-2 (本人生存中の別の事務手続の際に、本人が申請書等に記載)

⇒ 番号法14条1項及び16条に基づくものであり、番号法上認められる。

※ 方法 2-2 では、生存中に提供を受けた個人番号を提供時に想定した目的とは異なる目的で死亡後に利用することになるが、番号法9条1項により、生存中に提供を受けた事務手続と死亡後の事務手続とが、別表第1の同じ項に法律上属する限り、両者は同一の利用目的の範囲内と解される。



4. 各府省で必要な対応

- 方法 1 を採用する事務手続の場合、上記3のとおり、本人死亡後、個人番号関係事務実施者から個人番号利用事務実施者に対し個人番号が提供されることを確実に担保するため、制度所管府省において、本人生存中の個人番号の取得を個人番号関係事務実施者に要請する等の対応が必要。
- 方法 1 を採用しない事務手続の場合、死亡者本人の個人番号の記載を申請様式で求めることはないため、以下の対応が必要。
 - (1) 本人死亡後に提出される遺族年金の支給申請書や死亡届等の様式については、死亡者の個人番号記載欄を削除(省令改正等)する等の対応が必要。
 - (2) こうした様式とは異なり、死亡者以外の場合にも共通して使用されるため、個人番号記載欄の削除が困難な様式については、個人番号の記載欄の削除は要しない。代わって、死亡者の個人番号の記載は不要であること、死亡者の個人番号の記載がなくても有効な申請として扱うことを明確化する等の対応が必要。

【参考1】平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）（抄）

(7) 所得税法（昭40法33）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）

(i) 生命保険会社による保険契約者の個人番号を記載した支払調書の提出（所得税法225条）については、生命保険会社が保険契約者の個人番号を生前に収集する方策について検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：金融庁及び財務省）

(ii) 申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の必要性やその取扱いについては、関係府省と協議・検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【参考2】（参照条文）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

（利用範囲）

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2～5 （略）

（提供の要求）

第十四条 個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。第十九条第四号において同じ。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第四号及び第四十八条において同じ。）の提供を求めることができる。

（本人確認の措置）

第十六条 個人番号利用事務等実施者は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カード若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類の提示を受けること又はこれらに代わるべきその者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

各都道府県社会保障・税番号制度主管部局 御中

内閣府大臣官房番号制度担当室

申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の取扱い等について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の円滑な運用については、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

標記に関しては、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）を踏まえ、別紙のとおり整理し、関係府省に必要な措置を講じるよう依頼しております。

については、各制度所管府省における検討結果を踏まえ、各地方公共団体の個人番号利用事務の担当課において適切に対応されるよう、貴都道府県内の個人番号利用事務の所管課及び貴都道府県内市区町村（市区町村教育委員会、関係する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対し、本事務連絡の内容を周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

◆平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）（抄）

（7）所得税法（昭40法33）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）

（ii）申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の必要性やその取扱いについては、関係府省と協議・検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/k_tb30_honbun.pdf

【本件連絡先】

内閣府大臣官房番号制度担当室
平岡、大山、鈴木
03-6441-3482